

キッチンカー（移動販売車）出店者募集要項

1 事業の目的

宇都宮市が管理する都市公園において、公園利用者の利便性の向上や公園の魅力向上につなげることを目的として、キッチンカー（移動販売車）の出店を試行的に実施します。

2 募集概要

(1) 出店場所（別図参照）

- ・ 宇都宮城址公園（みどりの小径）
- ・ インターパーク中央公園
- ・ 水上公園

(2) 出店期間

【第2回目：令和5年10月2日（月）～ 令和5年11月12日（日）】

※上記期間のうち、出店希望日の実施とします。

※希望日が重複した場合は、抽選で出店者を決定します。

(3) 出店可能時間

午前10時～午後5時（準備・撤去含む）

(4) 募集店舗数（最大）

- ・ 宇都宮城址公園（みどりの小径）：4店舗
- ・ インターパーク中央公園：2店舗
- ・ 水上公園：2店舗

(5) 占用料（出店に要する費用）

- ・ 1日あたり22円/m²
 - ・ 使用面積を10m²として算定します。（キッチンカーや機材等）
- ※ 10m²を超えることが見込まれる場合は、別途算定します。
- ※ 出店に必要なすべての費用等は出店者の負担とします。

〈例：5日間出店した場合〉

22円×10m²×5日＝1,100円

(6) 販売可能物品

食品衛生法の規定に基づく飲食物（酒類を除く）

3 応募条件

- ・ 市内に営業所又は住所がある個人、事業者
- ・ 市内でのキッチンカー営業許可を有する者
- ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入している者
- ・ 過去2年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けていない者

- ・ 市税に滞納のない者
 - ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員等（暴力団員法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）でない者
 - ・ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していない者
 - ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
 - ・ 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又はその団体に属さない者
- ※ 警察への照会を行います。

4 出店条件

(1) 出店に関して

- ・ 販売する食材は、安全が認められている食材であること
- ・ 販売価格は市場価格を基準とし、不当な価格で販売しないこと
- ・ 営業に必要な電気や水等は、出店者で用意すること
- ・ 火気を使用する場合、消火器を常備すること

(2) 市事業への協力

- ・ 市が実施するアンケート（利用者の声や売り上げ等）に協力すること#

(3) ごみ処理等、公園利用に関して

- ・ ゴミ箱を設置するほか、出店により出たゴミ（液体含む）等は全て出店者の責任で回収すること
- ・ 出店に係る占用物は、公園の景観維持に配慮すること
- ・ 販売終了後は設置したものは毎日全て撤去し原状を回復するとともに、公園内の美化に努めること
- ・ 公園内に車両を乗り入れる際、車止めを外した場合は元に戻すこと
- ・ 公園内を車で走行する際は、5km/h以下としハザードランプを点灯させること
- ・ 公園内の芝生に車両を乗り入れないこと
- ・ 車両移動時以外はエンジンを停止させること

※ エンジンと電気系統が連動している場合は、公園管理者にご相談ください。

- ・ 営業中にBGM等を流さないこと

(4) その他

- ・ 雨天等により出店を中止する場合は、公園管理者に事前に連絡すること
- ・ 不慮の事故、市民からの苦情等が生じた場合には、出店者が責任をもってその一切を対応すること
- ・ 公園施設を損傷した場合、出店者が速やかに原状回復をすること
- ・ 食品衛生法をはじめ、その他関係法令を遵守すること

- ・ 本要領に定めのない事項については、市と出店者で協議すること

5 出店の取消について

次のいずれかに該当する者は出店許可を取り消します。また、出店取り消しにより出店者が被る損害に対しては、市は一切責任を負いません。

- (1) 応募条件に反する事実が判明した場合
- (2) 出店条件を厳守しない場合や、その他市が出店を不相当と判断した場合

6 応募方法

(1) 出店申込

- ・ 出店申込書
- ・ 誓約書
- ・ 営業許可書の写し
- ・ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し
- ・ 車検証の写し
- ・ 出店形態が分かる写真（※ナンバープレートが確認できるもの）
- ・ 完納、納税証明書等の未納がないことが確認できる書類
（※証明書の取得が間に合わない場合、ご相談ください）

(2) 提出期限

令和5年9月28日（木）午後5時15分まで

ただし、出店枠に空きがある場合、下記のとおり出店申込が可能です。

【出店期間】10月21日（土）～（提出期限：10月10日（火）まで）

【出店期間】11月1日（水）～（提出期限：10月20日（金）まで）

(3) 提出場所

宇都宮市都市整備部公園管理課（市役所本庁舎10F）

(4) 提出方法

- ・ 公園管理課窓口への持参
- ・ 郵送
- ・ メール（u55002200@city.utsunomiya.tochigi.jp）
※件名「キッチンカー出店申込書」

7 その他

当該公園でイベントが開催されるときは、出店不可とします。

8 問い合わせ先・提出先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市都市整備部公園管理課 管理グループ（632-2529）

出店までの流れ

○出店期間：令和5年10月2日（月）～11月12日（日）

